平成２４年（フ）第１５６号
北海道帯広市川西町基線20番地22
債務者　中村　裕治
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
静岡県島田市道悦５丁目３番６号
債務者　石川　勇貴
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
島根県江津市松川町畑田603番地　宮村ミヨ子方、住民票上の住所島根県江津市浅利町353番地43
債務者　森山　勝章
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３２号
島根県江津市松川町畑田603番地
債務者　宮村　克已
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８７０４号
東京都品川区南品川４丁目８－６
破産者　岩野　庸子（旧姓渡邉・石原）
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８６０号
東京都台東区浅草６丁目７－２―801
破産者　田口　博之
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６９号
東京都足立区東和３丁目５―12―401
破産者　小石　　正
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３１２号
東京都江戸川区江戸川３丁目24―10
破産者　稲庭　　滋
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５０１号
東京都中央区日本橋小舟町４番５号
破産者　株式会社インターナショナルベスト
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７５号
東京都小平市鈴木町１丁目72―１―812
破産者　鈴木　一男
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０号
埼玉県飯能市大字飯能1179―10―304
破産者　杉原　文男
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９号
東京都中央区佃１丁目11―３―710
破産者　山口　峰司
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８４９号
岐阜県関市緑ヶ丘２丁目３－１、開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西８丁目８－３
破産者　中上　博司
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８５０号
岐阜県関市緑ヶ丘２丁目３－１、開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西８丁目８－３
破産者　中上　初子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２５号
東京都世田谷区東玉川２丁目39―14―508
破産者　鈴木　密義
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９５号
東京都板橋区大谷口北町47―２―201
破産者　澤　　治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５３４号
東京都台東区清川２丁目29―10　大林ホテル、開始決定時の住所東京都台東区橋場１丁目30―13―302
破産者　遠藤　良雄
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５６０号
東京都新宿区上落合２丁目11―18―103
破産者　下地　　順
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７２３号
東京都練馬区春日町１丁目19―31
破産者　高橋震太郎
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３６号
東京都千代田区九段南４丁目６番９号
破産者　株式会社Ｋ．Ｙコーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部